

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>【本編】</p> <p>III 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>III-4-6 子会社等</p> <p>III-4-6-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他の留意事項</p> <p>組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>子会社等が、リスク商品を取り扱う場合、関係法令の規定を踏まえた上で、適切な販売・説明態勢の整備等を含め、健全な業務運営を確保する必要がある。特に、暗号資産仲介行為を行う場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係の事務ガイドラインで求められている義務を遵守する上で、組合グループが取り扱う商品であることをもって、顧客が暗号資産のリスクを過小に評価し、自らのリスク許容</u></p>	<p>【本編】</p> <p>III 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>III-4-6 子会社等</p> <p>III-4-6-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他の留意事項</p> <p>組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(新設)</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>度を超えて取引を行うことがないよう、適切に説明を行う 必要があることに留意する。</u>	

附 則

この通知の改正は、令和〇年〇月〇日から適用する。